

府中市健康増進計画等策定業務委託事業者選定に係る公募型 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「健康ふちゅう21(第3次)計画、府中市自殺対策計画、府中市食育推進計画(第4次)」(以降 府中市健康増進計画等策定業務)に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

府中市健康増進計画等策定業務

(2) 業務内容

別紙「府中市健康増進計画等策定業務仕様書」に示すとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限金額

委託料の見積限度額は7,755,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者でなければならない。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(3) 本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市からの指名除外を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更

生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 本市へ本業務を実施するに必要な入札参加資格が登録されていること。
- (7) 個人情報に関する扱いを適正に対応すること。
- (8) 過去 10 年以内(平成 26 年度から令和 5 年度)に市町村が実施する本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること

5 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
参加希望書の提出期間	5 月 17 日(金)～5 月 28 日(火)
質問書提出期間	5 月 17 日(金)～5 月 28 日(火)
質問書回答期日	5 月 31 日(金)
提案書等提出期限	6 月 7 日(金)
プレゼンテーション審査実施日	6 月 11 日(火)詳細別途通知
審査結果通知	6 月 14 日(金)予定

6 問い合わせ先

〒726-0011 広島県府中市広谷町 919 番地 3
府中市健康福祉部健康推進課 担当：稲葉・奥原
電話：0847-47-1310 FAX：0847-47-1320
E-mail hoken@city.fuchu.hiroshima.jp

7 質問書の受付及び回答

(1) 提出方法

計画策定業務委託に係る質問書(様式第 8 号)に記入の上、「6 問い合わせ先」まで電子メールで提出すること。

電話又は口頭による質問には応じない。

(2) 提出期間

令和 6 年 5 月 17 日(金)から 5 月 28 日(火)まで

※5 月 28 日(火)は午後 5 時必着

(3) 回答方法

質問書受付後、令和 6 年 5 月 31 日(金)午後 5 時までに、適宜、府中市ホームページの「入札・契約」ページに掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
参加希望書(様式第 1 号)	各 1 部
誓約書(様式第 2 号)	
会社概要書(様式第 3 号)	
類似業務履行実績調書(様式第 4 号) 及び契約書の写し等の履行実績を証する書類	

(2) 留意事項

- ア 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- イ 記載した業務実績について、契約書又は **TECRIS** 等の写しを提出すること。また業務担当予定者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(3) 提出期間

令和 6 年 5 月 17 日(金)から 5 月 28 日(火)までの平日

※時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。(郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5) 提出先

府中市健康福祉部健康推進課(「6 問い合わせ先」に記載のとおり)

9 企画提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
提案書(様式第 5 号)	1 部
業務実施体制調書(様式第 6 号)	各 10 部
業務責任者実績書(様式第 7 号)	

企画書(様式自由) ※企画書の枚数は任意とする	各 10 部
工程計画表(様式自由)	
見積書(様式自由)	1 部

(2) 留意事項

- ア 文字サイズは 10 ポイント以上とすること。
- イ 本市においての有効な健康づくりの推進、自殺対策、食育推進に関する企画・提案についても記載すること。
- ウ 別紙「健康増進計画『健康ふちゅう 21(第 3 次)計画』の策定にむけて」を参考にすること。
- エ 見積書には、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額(消費税額及び地方消費税額を含めた総額)を記載すること。

(3) 提出期間

令和 6 年 5 月 17 日(金)から 6 月 7 日(金)までの平日

※時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。(郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5) 提出先

府中市健康福祉部健康推進課(「6 問い合わせ先」に記載のとおり)

10 審査・選定等

(1) 審査会の設置

提案者の選定に際し、審査会を設置する。

(2) 審査及び選定方法

提案書評価基準による。

(3) 開催日

令和 6 年 6 月 11 日(火)

(4) 場所・開始時間

府中市保健福祉総合センター

広島県府中市広谷町 919 番地 3

※開始時間等の詳細は別途連絡をする。

(5) 出席者

業務主担当予定者を含め、3人までとする。

(6) ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明は30分以内とし、質疑応答に10分程度の合計40分程度とする。

ア 提案書（様式第5号）に基づき説明を行うこと。追加提案や追加資料の配布は認めない。

イ 大型モニタとHDMIケーブルは市において用意する。

ウ 必要なアプリケーション、ネットワーク環境は提案者側が用意する。

エ プレゼンテーションの説明は、本件業務の業務主担当予定者が主に行うものとする。

(7) 審査基準

別紙「提案書評価基準」による。

(8) 選定結果の通知・公表

ア 市は審査会の選定結果をもとに、最適提案者及び次点者を決定する。

イ 選定結果は、後日、応募者全員に文書で通知するとともに、最適提案者を市のホームページで公表する。

ウ 審査・選定結果に関する電話やFAX、電子メール等による問い合わせには一切応じない。

エ 各評価点及び順位は公表しない。

オ 応募者は、審査結果に関する異議を申し立てることはできない。

11 その他留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング(プレゼンテーション)に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

(4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。

(5) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した業務主担当予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由に

より変更を行う場合には、同等以上の実績・経歴を有する者に変更することについて、市の了解を得なければならない。

- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面(様式第9号)によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 診査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。